

2014 年 9 月 12 日

摂 南 大 学

摂南大学における公的研究費の不正防止計画

1. 基本方針

摂南大学は、研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（平成 19 年 2 月 15 日（令和 3 年 2 月 1 日改正）文部科学大臣決定）および摂南大学における研究費の不正使用防止に関する規定（2021 年 12 月 17 日改正）に基づき、公的研究費の運営・管理を適正に行うべく、不正を発生させる要因とその要因に対応する「不正防止計画」を策定、実施し、研究の信頼性と公平性および自由な研究活動の遂行を確保することに努める。不正防止計画の実施により、大学全体の意識改革を図り、研究費不正の防止に関する高い意識を持った組織風土を形成するために「ガバナンスの強化」、「意識改革」、「不正防止システムの強化」の 3 項目を柱に不正防止対策を強化し、不正防止の PDCA サイクルを徹底する。

2. 機関内の責任体系の明確化

(1) 「摂南大学における研究費の不正使用防止に関する規定」を制定し、最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者およびコンプライアンス推進副責任者を定め、その役割、責任の所在・範囲と権限を明確化する。

(2) 大学のホームページ等に不正防止に関する規定、責任体系、不正防止計画などを掲載し、学内外に周知・公表する。

3. 監事に求められる役割の明確化

(1) 「摂南大学における研究費の不正使用防止に関する規定」を制定し、監事の役割を明確化する。

(2) 監事はその役割を十分に果たせるよう内部監査室、防止計画推進部署およびその他の関連部署は監事と連携し、適切な情報提供を行う。

4. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

項目	不正発生要因	不正防止計画
コンプライアンス教育・啓発活動の実施	・不正防止対策の理解不足や不正防止に対する意識が低い。	・具体的な事例を盛り込み、機関への影響、運用ルール・手続・告発等の制度など遵守すべき事項、不正が発覚した場合の大学の懲戒処分・自らの弁償責任、公的機関における申請等資格の制限、研究費の返還等の措置、大学における不正対策などについて説明する。

項目	不正発生要因	不正防止計画
	・教育内容が陳腐化し、実態と乖離したものになっている。 ・不正を起こさせない組織風土が形成されていない。 ・公的研究費に対して、研究者は自分で獲得したもの、事務職員は機関管理として単に事務手続きを行っているだけ、という意識がある。	・コンプライアンス教育の内容は責任者、研究者、事務職員などの職域などに応じて適切に実施する。また、その内容を定期的に見直し、更新した内容を周知徹底する。 ・すべての研究費を取扱う研究者および事務職員に対して継続的に不正を起こさせない意識を持たせるよう啓発活動を実施する。 ・研究者倫理・コンプライアンスを自覚させ、関係ルールを遵守して不正を行わないこと、ルール等に違反して不正を行った場合は、大学や公的機関の処分および法的な責任を負担することを誓約させるため、「誓約書」の提出を求める。
ルールの明確化・統一化	・文部科学省、日本学術振興会のルールまたはルール変更について認識不足である。 ・事務職員間での解釈の違いにより、使用ルールと運用が乖離する。 ・公的研究費の学内での取扱要領が未作成である。	・公的研究費を取扱うルールを分かりやすく明確に定め、研究現場の実態とルールが乖離していないか確認し、現行規定の見直しを行うとともに、必要に応じて新たな規定・ルールの制定を行い、周知する。科研費については、「科研費取扱要領」を定める。 ・科研費以外の公的研究費については、配分機関から提示された取扱要領に従い運用し、取扱要領の提示がない場合は大学のルールを適用する。 ・定期的に研究費を取扱う事務職員が集まり、より良い運営方法について意見交換を行う体制を構築する。その際、必要に応じて研究者の意見を求める。 ・公的研究費等により謝金、旅費等の支給を受ける学生等に対してもルールの周知を徹底する。

項目	不正発生要因	不正防止計画
職務権限の明確化	・ 公的研究費の事務処理等の業務分担が曖昧である。	・ 科研費について、「科研費取扱要領」において、研究支援・社会連携センターと予算の執行を担当する事務局の事務の分担を定める。 ・ 予算執行手続きの流れについても、研究者、事務局、業者間の事務処理体制をフロー図として示す。 ・ 業務の実態と事務の分担等に乖離が生じた場合は、適宜、見直しを行う。

5. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

- (1) 大学において不正防止計画の推進を担当する部署（以下「防止計画推進部署」という）を置き、学長室会計課をもって充てることとする。
- (2) 防止計画推進部署は統括管理責任者とともに大学全体の具体的な対策（不正防止計画、コンプライアンス教育および啓発活動等の計画を含む）を策定・実施し、実施状況を確認する。
- (3) 防止計画推進部署は監事との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに不正防止計画の策定・実施・見直しの状況について意見交換を行う。

項目	不正発生要因	不正防止計画
不正を発生させる要因の把握	・ 研究者と事務職員のコミュニケーション不足のため、不正発生要因の把握が不十分である。	・ 研究費を取扱う研究者および事務職員に対し、不正を発生させる要因がどこにどのような形であるのかについて意識調査を行い、不正発生要因を把握する。 ・ 防止計画推進部署は、内部監査室とも連携し、不正を発生させる要因がどこにどのような形であるのか、大学全体の状況を体系的に整理し、評価する。

項目	不正発生要因	不正防止計画
不正防止計画の策定・実施	発生した不正に対する不正防止計画が広く周知されず、同じような不正が発生する。	- 調査結果から得た問題点や不正発生要因に対応した不正防止計画を策定し、これを実施する。また、別途、「公的研究費使用にあたっての取扱要領」を定め、その詳細を規定し、大学のホームページ等で周知・公表する。 - 新たに不正が明らかになった場合は、その具体的な要因の調査と再発防止対策を検討した後、当該案件の再発防止を図るため、必要に応じて諸規定、不正防止計画等の見直しを行い、その内容についても継続的な周知活動を行う。

6. 研究費の適正な運営・管理活動

項目	不正発生要因	不正防止計画
予算執行状況の管理・把握	年度末に予算の執行が集中し、研究計画どおりの研究費使用ができていない。	- 研究費の執行状況について、研究者が収支簿にて適宜、執行残額を確認し、計画的な予算執行を行う。 - 事務局においてもその執行内容が研究計画との乖離がないかどうかをチェックし、計画的な予算執行を促すとともに、発注案件の納期遅延の有無についても確認する。 - 第三者からの実効性のあるチェックが効くシステムを作って管理する。また、研究費の執行に関する書類やデータ等は大学の定めた期間保存し、後日の検証を受けられるようにする。
不正な取引行為の防止	- 不正に関与した取引業者に対する処分方針が未策定である。 - 研究者自身による発注で、業者との癒着が生じる。	- 物品購入規定および予算執行規定において、不正な取引等に関与した業者への処分方針を定め、これを理解し遵守させるために、取引業者から誓約書の提出を求める。 - 発注・検収業務については、原則として、事務局が実施する。

7. 情報発信・共有化の推進

項目	不正発生要因	不正防止計画
使用ルール等の相談、不正についての通報受付窓口の設置	使用ルール等に関する相談や不正についての通報を受け付ける窓口がなく、また、通報者保護の仕組みが確立されていない。	研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）を大学のホームページに掲載するとともに、使用ルール等に関する相談および不正についての通報（告発）窓口を公表する。また、科研費取扱要領にもこれを記載する。
学内外への情報発信	- 公的研究費の使用に関する理解度およびその適正な使用に対する取組みへの理解度が希薄である。 - 研究費の不正に関する情報が伝わっておらず、認識が低い。	- 本学における不正への取組に関する規定、方針等をホームページに掲載し、学内外に公表し周知を図る。 - 不正事件に関する記事や情報について、研究者や事務局に周知し、注意を促す。

8. モニタリングの在り方

項目	不正発生要因	不正防止計画
内部監査室によるモニタリング	- 内部監査の実施が徹底されていない。 - 不正が発生する要因を分析し、不正が発生するリスクに対して重点的かつ機動的な監査（リスクアプローチ監査）が不十分である。 - 内部監査に必要な情報が得られていない。	- 機関全体の視点からモニタリングおよび監査（通常監査・特別監査）を実施する。 - 内部監査室が作成する年間計画に従い監査を実施し、公的研究費の不正使用の防止を推進するための体制について検証するとともに、適切に執行手続きが行われているか確認する。 - 内部監査室においては、不正発生要因等に基づいて弾力的にリスクアプローチ監査を実施する。 - 監事および会計監査人との連携を強化し、必要な情報提供を行うとともに大学における不正防止に関する内部統制の整備・運用状況やモニタリング、内部監査の手法、公的研究費等の運営・管理の在り方等について定期的に意見交換を行う。

項目	不正発生要因	不正防止計画
コンプライアンス 推進責任者による モニタリング	・ 内部監査を定期的に行っているが、それだけでは監査体制が不十分である。 ・ 研究費等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者の責務を果たせていない。	・ 研究費を取扱う研究者および事務職員が適切に研究費の管理・執行を行っているかをモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(付則)

1. この不正防止計画は、2014 年 8 月 6 日開催の研究倫理委員会で承認。
2. この改正不正防止計画は、2021 年 10 月 1 日開催の研究倫理委員会で承認。

以 上